

10. その他の各種割引・優遇措置について

(1) 各種交通機関の運賃割引

障がい者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

交通機関	手帳の種類	種別	乗車する人	券種	割引率	備考
宮崎交通バス	身体障害者手帳 療育手帳	1種	本人のみ	普通乗車券 定期乗車券	5割 3割	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の割引適用は一人のみ。また、介護付きシールを貼った手帳の提示が必要（本人のみによる乗車は不可） ・小学生の場合、本人料金は大人運賃の半額の半額
			本人と介護者			
		2種	本人のみ			
	精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	県内運行のみ			
日向ぶらっとバス	身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳			普通乗車券	5割	介護者は無料
タクシー	身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳			—	1割	
JR九州（鉄道）	身体障害者手帳 療育手帳	1種	本人のみ	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ
			本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 普通急行券		<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の割引適用は1人のみ。また、本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入が必要 ・小児定期は割引適用不可
		2種	本人のみ	普通乗車券		片道101km以上利用の場合のみ
			12歳未満の本人と介護者	定期乗車券		
航空	身体障害者手帳 療育手帳	1種	本人のみ	—	—	割引率は航空運送事業者・路線によって異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。
			本人と介護者			
		2種	本人のみ			
	精神障害者保健福祉手帳	本人と介護者				
カーフェリー	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	—	—	—	—	割引率は船舶会社によって異なりますので、各船舶会社へお問い合わせください。

※ 乗車券購入時（タクシーやバスについては乗車時）に障害者手帳を提示してください。

※ 種別欄の1種・2種は、身体障害者手帳・療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄をご参照ください。

※ 上記以外の運輸機関等でも割引を実施しているところがありますので、詳細につきましては、各機関へお問い合わせください。

(2) 有料道路の通行料金割引

障がい者が利用する有料道路の通行料金を割引する制度です。

◎根拠法令：有料道路における障害者割引措置実施要領

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳 の所持者		
種 別	1 種	2 種	
運 転 者	本 人 （本人以外も可 ※本人同乗に限る）	本 人	
対 象 車 両	台 数 等	障がい者一人につき1台 ※自動車検査証に「自家用」と記載されているものに限る ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外	
	所 有 者 名 義 ※個人名義に限る	本人、配偶者等 本人、配偶者等が所有しない場合は、日常的に介護している人	本人、配偶者等
	割 引 金 額	通常料金（E T Cを利用の場合はE T C通常料金）の半額 ※端数は10円単位で切り上げ	
	割 引 有 効 期 間	申請から2回目の誕生日まで（それ以前に手帳の期限がくる場合はその日まで） ※更新申請で、有効期限の2か月前から前日に申請する場合は、申請から3回目の誕生日まで	
申請に必要なもの	有料道路障害者割引申請書、自動車検査証、印かん E T C利用の場合：E T Cカード（障がい者本人名義 ※未成年は保護者）、E T C車載器 セットアップ申込書		
申 請 先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019 有料道路E T C割引 登録係 TEL 045-477-1233		

- ※ 割賦販売等で自動車販売会社が所有権を留保している場合は、自動車検査証に記載の「使用者」
- ※ 配偶者等とは、直径血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等を含みます。
- ※ E T Cを利用する場合は、申請時に交付する証明書を有料道路E T C割引登録係へ郵送してください。
利用可能となる日は、登録係からの通知でご確認ください。なお、利用可能日以前のE T C利用の際は割引が適用されませんのでご注意ください。
- ※ E T Cレーン通過時の料金表示器には、本割引適用後の料金は表示されません。

(3) おもいやり駐車場利用証の交付

県内の公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正にご利用いただくため、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車場スペースの確保を図る制度です。

◎根拠法令：宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度実施要綱

区 分		対 象 者	申請に必要なもの	
身 体 障 が い 者	視 覚 障 が い	身体障害者手帳所持者（４級以上）	身体障害者手帳	
	平 衡 機 能 障 が い	身体障害者手帳所持者（５級以上）		
	肢 体 不 自 由	上 肢		身体障害者手帳所持者（２級以上）
		下 肢		身体障害者手帳所持者（４級以上）
		体 幹		身体障害者手帳所持者（３級以上）
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		身体障害者手帳所持者（２級以上）
		移動機能		身体障害者手帳所持者（６級以上）
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障がい	内部機能障がい	身体障害者手帳所持者（４級以上）		
知 的 障 が い 者	療育手帳所持者（Ａ判定）	療育手帳		
精 神 障 が い 者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）	精神障害者保健福祉手帳		
高 齢 者	介護保険の要介護状態区分が「要介護２」以上である方	介護保険被保険者証		
難 病 患 者（児童を含む）	特定医療費（指定難病）受給者等（児童の場合は小児慢性特定疾病医療受給者）である方	特定医療費（指定難病）受給者等（小児慢性特定疾病医療受給者証）		
妊 産 婦	産前４か月～産後３か月である方	母子健康手帳		
け が 人 ※車いす、杖等の使用期間（１年の範囲内）	けがにより車いす、杖等を使用する方	医師の診断書		

申請先（問い合わせ先）	北部福祉こどもセンター TEL 0982-35-1700 FAX 0982-35-1701 日向保健所 TEL 52-5101 FAX 52-5104 福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019
-------------	--

※ 利用証は、「車いす利用者用」「障がい者・高齢者・難病患者用」「妊産婦・けが人用」の３種類があります。

(4) ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

◎ ヘルプマーク

◎根拠法令：宮崎県ヘルプマーク等交付実施要綱

対 象 者	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など援助や配慮を必要としている方
申請に必要なもの	障がい等を確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費（指定難病）受給者証など） ※上記がない場合は誓約書
申請先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

◎ ヘルプカード

対 象 者	障がい等があり、援助や配慮を必要としている方
交付に必要なもの	申請書等の記入及び各種手帳等の確認は必要ありません。 福祉課窓口や県ホームページから取得してください。
申請先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019

(5) 駐車禁止規制の適用除外

除外標章を掲出することで、駐車禁止規制の適用が除外されます。

◎根拠法令：宮崎県道路交通法

対 象 者	身体障害者手帳所持者(障がい部位や等級に制限があります) 療育手帳 所持者(A判定) 精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)
申請先 (問合わせ先)	日向警察署 TEL 53-0110

(6) NHK放送受信料の免除

障がい者の世帯に対して、NHK放送受信料を免除する制度です。

◎根拠法令：日本放送協会放送受信契約

要件等	全額免除		半額免除	
	対象者	※障がい者を世帯構成員に有し、下記の条件を満たす場合		※障がい者が、受信契約者かつ世帯主で、下記の条件を満たす場合
身体障害者手帳所持者	世帯全員が市民税非課税		①視覚・聴覚障がい者	②障がい等級が重度(1級または2級)
療育手帳所持者	世帯全員が市民税非課税		判定が重度【A判定】	
精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯全員が市民税非課税		障がい等級が重度【1級】	
申請に必要なもの	放送受信料免除申請書、印かん ※課税証明書の提出が必要な場合があります。			
申請先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019 NHK宮崎放送局 TEL 0985-32-8120			

(7) 電話番号案内(104)の無料利用

事前の登録により無料で電話番号案内(104)が利用できます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者。 ただし、身体障害者手帳所持者については、次のいずれかの障がいがある人に限ります。	
	障がいの区分	
	視覚	等級 1～6級
	肢体(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい)	1・2級
申請先 (問合わせ先)	NTTふれあい案内担当 (フリーダイヤル 0120-104-174)	

(8) 携帯電話の料金割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、携帯電話各社が割引サービスを行っています。

割引の内容は各会社で異なりますので、詳しくは携帯電話各社又は取扱店にお問合わせください。

(9) 市内公共施設等の優遇措置

障がい者が市内の公共施設等を利用する場合、次のとおり優遇措置の適用があります。

公共施設等	対象者	内容	申請先(問合わせ先)
日向市障がい者センター あ い と び あ	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者	交流室を10人未満で使用する場合、対象者1人当たりの料金が、通常料金の20分の1に割引適用されます。	日向市障がい者センター あいとぴあ TEL 52-5434 FAX 52-5460
市 営 住 宅	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯	①入居の条件が緩和されます。 ②抽選会時に優遇します。 ③家賃算定の際には控除があります。 ※①～③の内容は等級により異なります。	延岡日向宅建協同組合 日向営業所 TEL 57-3151
市 内 保 育 所 認 可 保 育 園	児童の属する世帯に次の人が属する場合(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当支給対象児、障害者年金等受給者)。	通常の保育料を半額減額します。 (ただし、所得税が非課税で、市民税が非課税から所得割がある区分に該当する世帯)。	こども課 TEL 66-1021